

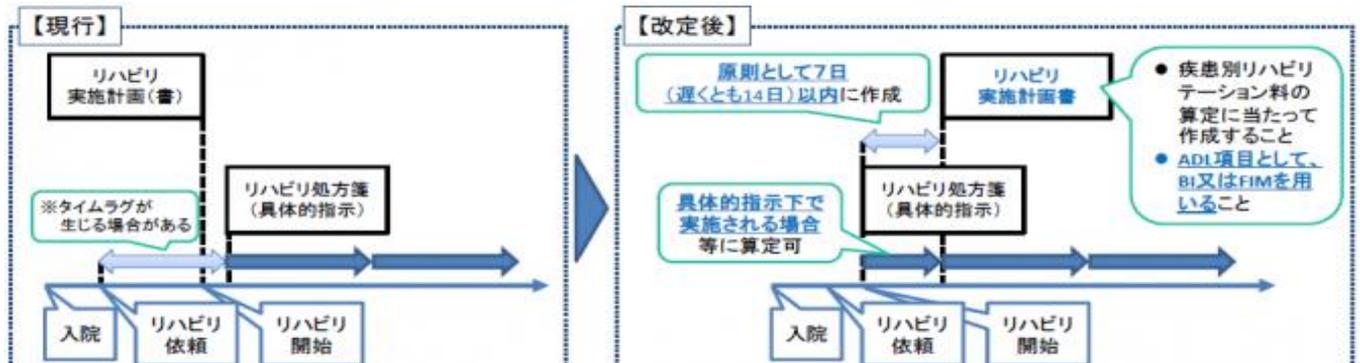
## 保険部ニュース

令和2年度診療報酬改定が行われ、リハビリテーションに関わる改定された項目を以下に報告します。

### 【疾患別リハビリテーション料等】

○外来リハビリテーション診療料の見直し・カンファレンスに係る要件の緩和

○疾患別リハビリテーション料の見直し・「リハビリテーション実施計画書」作成の要件化



○がん患者リハビリテーション料の見直し



○リンパ浮腫指導管理料及びリンパ浮腫複合的治療料の見直し ○認知機能検査の算定期間等の要件の見直し

【入院料】 ○地域包括ケア病棟の実績要件等の見直し ○回復期リハビリテーション病棟入院料の見直し

#### 実績要件の見直し

- 入院料1及び入院料3におけるリハビリテーション実績指数について、その水準を見直す。
  - ・入院料1:リハビリテーション実績指数 (現行)37 → (改定後)40
  - ・入院料3:リハビリテーション実績指数 (現行)30 → (改定後)35

#### 施設基準の見直し

- 入院料1について、常勤の専任管理栄養士の配置を必須とするとともに、入院料2～6についても、配置が望ましいこととする。

#### 日常生活動作の評価に関する取扱いの見直し

- 入院患者に対して、入院時のFIM及び目標とするFIMについて、リハビリテーション実施計画書を用いて説明する。
- 入院時及び退院時の患者のADLの評価に用いる日常生活機能評価について、FIMに置き換えてもよいこととする。

#### 入院患者に係る要件の見直し

- 入院患者に係る要件から、発症からの期間に係る事項を削除する。



【医学管理等】 ○排尿自立指導料の見直し

【義肢装具】 ○義肢装具の提供に係る評価の見直し

【精神科関連】 ○精神病棟における退院時共同指導の評価

○精神科外来における多職種による相談支援・指導への評価

○精神療養病棟におけるリハビリテーションの推進 ○ギャンブル依存症に対する治療の評価

○精神障害を有する者への訪問看護見直し

【訪問看護】 ○機能強化型訪問看護ステーションの要件見直し ○理学療法士等による訪問看護の見直し

改定の詳細は添付した以下のURLを参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00001.html)

ご質問がありましたら保険部・多田 (chiba\_ot@yahoo.co.jp) へご連絡下さい。